破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目10番17号
債務者　稗田　美晴
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２０号
仙台市若林区中倉１丁目20番７号
債務者　佐藤　俊文
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１８号
仙台市太白区中田町字境20番地の１　レオパレス仙台南106、従前の住所仙台市太白区袋原１丁目24番５号
債務者　櫻井　賢治
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５０号
仙台市青葉区中山５丁目18番２―103号、従前の住所青森市桜川８丁目21番18号　ハイセレールクレストＡ―101
債務者　伊香　崇志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂83番地７コーポ阿部202号
債務者　佐々木孝志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　房子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
仙台市宮城野区中野字田中21番地の２　ａｉｅ中野栄107
債務者　ザルガル　シーラーズ　アンマド
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
仙台市宮城野区中野字田中21番地の２　ａｉｅ中野栄107
債務者　内海　文江
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮城県石巻市門脇字青葉東93番地１　青葉東レジデンスＢ208号、前住所宮城県東松島市矢本字河戸19番地１
債務者　佐藤　祐太
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第９号
山形県新庄市万場町１番１号
債務者　早坂　久子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１０号
山形県新庄市万場町１番１号
債務者　早坂　幸基
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉岡　憲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第５８９号
岡山市北区栢谷1614番地４
債務者　荻野　清志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６号
青森県八戸市北白山台４丁目11番９号
債務者　菊地由紀枝
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
大阪府貝塚市小瀬40―１―101、住民票上の住所大阪府貝塚市東108番地12棟103号、営業所所在地大阪府泉佐野市鶴原４丁目９番13号
債務者　岡本熔工所こと　岡本　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９号
大阪府泉佐野市日根野4291―２サンハイツオカトモ301号、事業所所在地大阪府泉佐野市長滝3327―２、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝3264番地の10
債務者　和製作所こと　中川　和徳
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
大阪府泉南市新家4509番地４の405号、住民票上の住所大阪府泉南市信達岡中1485番地の40
債務者　堺本有美子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目26番20号　クレセントハイツ203号
債務者　福村　敏子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係